

春日部市告示第 4 9 4 号

市の歳入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により以下のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

春日部市長 岩谷 一弘

1 受託者

（１）所在地 東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

（２）名 称 株式会社みずほ銀行

2 委託事務

市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、放課後児童クラブ保育料、公立保育所給食費、学校給食費に係るスマートフォン決済における収納事務

3 指定を取り消した日

令和 8 年 9 月 3 0 日